

平成30年2月 鞍手町農業委員会定例総会議事録

(第2回)

注：発言の内容についてはその要旨を記載しています。

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消してあります。

第2回 鞍手町農業委員会総会議事録

平成30年2月7日

開催場所 議事堂

出席委員（ 11名） 深草貞雄・栗田幸則・古野久和・日高ゆかり
筒井浩一・白石信幸・幸田 剛・松尾健一
岡松尚壽・遠藤幸男・小長光 隆

欠席委員（ 1名） 相葉富雄

事務局職員（ 2名） 篠原哲哉事務局長・福井晃係長

会議の概要

局 長 本日、会長が不在ですので深草副会長に進行をお願いします。

副 会 長 定刻になりましたので、ただ今より、第2回鞍手町農業委員会を開催致します。本日の出席人員は11名で、会議は成立致します。本日の議事録署名委員は4番の筒井浩一委員と5番の日高ゆかり委員の2名を指名致します。議案については事前配布でございますので、事務局長より議案朗読及びその他の報告を致します。

局 長 それでは、議案の朗読をさせていただきます。

議案第 5号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第 6号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第 7号	農用地利用集積計画（所有権移転）について	1件
議案第 8号	農用地利用集積計画（利用権設定）について	25件

局 長 以上が本日の議題であります。続きまして非農地証明願いが1件あります。農地第三分科会で現地調査実施後審査の結果承認することとしましたので報告いたします。内容につきましては本日総会資料の22ページから23ページの通りであります。続きまして農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約について1件を報告いたします。配布しました通り。〇〇様から農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので報告いたします。内容につ

きましては本日総会資料の24ページの通りですので省略させていただきます。続きまして来月の日程ですが農地第三分科会を平成30年3月8日、木曜日、午後1時30分から。農業委員会総会を平成30年3月9日、金曜日、午後1時30分からそれぞれ予定しておりますのでよろしくお願いいたします。以上報告終わります。

副 会 長 それでは、議案に移ります。議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について5件を一括議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について5件。1件目、譲受人〇氏、譲渡人〇氏、申請土地、上木月〇〇番地、外〇筆、登記、現況地目現況地目、畑、面積合計〇〇㎡、2件目も譲受人は1件目と同一です。譲渡人〇〇氏、申請土地、上木月〇〇番地、外〇筆、登記、現況地目現況地目、畑、面積合計〇〇㎡、譲受人は現在、近隣〇〇市にて農業を営まれており、〇〇市の耕作証明の提出により、耕作面積〇〇㎡は確認出来ています。申請理由はいずれも売買であります。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業経験の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、第2項第1項の要件には該当しない。第2項第2号、第2項第3号は適用なし。譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため第2項第4号は該当しない。譲受人が耕作の事業に供すべき農地は農業委員会が定める下限面積を超えているので第2項第5号は該当しない。許可申請に係る農地は譲受人の所有農地であるため転貸にはあたらないため、第2項第6号は該当しない。譲受人は他市町村にて農作業に従事しているが、地域の利用調整に協力する意思もあることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられるため、第2項第7号は該当しない。このことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。3件目は譲受人〇氏、譲渡人〇氏、申請土地、中山〇〇番地、外〇筆、登記、現況地目、田、合計面積〇〇㎡、耕作面積〇〇㎡、申請理由は遺贈であります。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業経験の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、第2項第1項の要件には該当しない。第2項第2号、第2項第3号は適用なし。譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため第2項第4号は該当しない。譲受人が耕作の事業に供すべき農地は農業委員会が定める下

限面積を超えているので第2項第5号は該当しない。許可申請に係る農地は譲受人の所有農地であるため転貸にはあたらないため、第2項第6号は該当しない。譲受人は申請農地周辺にて農作業に従事しており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられるため、第2項第7号は該当しない。このことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。4件目は譲受人○氏、譲渡人○氏、申請土地、新北○○番地、外○筆、登記、現況地目、田及び畑、合計面積○○㎡、耕作面積○○㎡、申請理由は親子間の贈与であります。世帯の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業経験の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、第2項第1項の要件には該当しない。第2項第2号、第2項第3号は適用なし。譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため第2項第4号は該当しない。譲受人が耕作の事業に供すべき農地は農業委員会が定める下限面積を超えているので第2項第5号は該当しない。許可申請に係る農地は譲受人の所有農地であるため転貸にはあたらないため、第2項第6号は該当しない。譲受人は申請農地周辺にて農作業に従事しており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられるため、第2項第7号は該当しない。このことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5件目は譲受人○氏、譲渡人○氏、申請土地、八尋○○番地、外○筆、登記、現況地目、畑、合計面積○○㎡、耕作面積○○㎡、申請理由は売買であります。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業経験の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、第2項第1項の要件には該当しない。第2項第2号、第2項第3号は適用なし。譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため第2項第4号は該当しない。譲受人が耕作の事業に供すべき農地は農業委員会が定める下限面積を超えているので第2項第5号は該当しない。許可申請に係る農地は譲受人の所有農地であるため転貸にはあたらないため、第2項第6号は該当しない。譲受人は申請農地周辺にて農作業に従事しており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられるため、第2項第7号は該当しない。このことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上5件の説明を終わります。

副 会 長 本件においては、農地第三分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の

審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。

農地部会長 はい。議案審査報告、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について5件。上記の議案について2月5日農地第三分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年2月7日、農地部会長 小長光 隆。

副 会 長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問等がございますか。

(「ありません」の声あり)

副 会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

(「ありません」の声あり)

副 会 長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 会 長 ご異議がないようですので本案は農地部会長の報告のとおり承認することに決しました。

副 会 長 続きまして、議案第6号となっておりますが議事参与の制限により小長光隆委員は退席を願います。

(小長光委員 退席)

副 会 長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について1件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について1件。譲渡人〇〇氏、譲受人〇〇氏、申請土地、中山〇〇番地、外1筆、登記地目、現況地目田及び畑、合計面積〇〇㎡、建築面積〇〇㎡、建ぺい率は31.2%、農地区分第2種農地、申請理由は自己住宅建設のための転用であります。

農地区分の判断は、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地となります。資力及び信用は資金計画書等の提出により審査し、適当であると判断、申請に係る用途に延滞なく供することの確実性も資金計画書、敷地利用計画図等の審査により、確実性があると判断、計画面積の妥当性に関しては、敷地利用計画図等の提出により面積は妥当だと判断。2月5日、会長、農地部会長、分科会長・農地部会委員・事務局職員により現地調査を行い、周辺への農地等への支障はないと判断、以上のことから、周囲の現状等も勘定した結果やむを得ないと判断されます。以上です。

副 会 長 本案においても農地第三分科会で事前審査をしておりますので農地第三分科会長の審査報告を求めます。農地第三分科会 岡松尚敏君。

第三分科会長 議案審査報告、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請1件。上記の議案について2月5日農地第三分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年2月7日、農地第三分科会長 岡松尚敏。

副 会 長 ただ今、農地第三分科会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問はございませんか。

（「ありません」の声あり）

副 会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

（「ありません」の声あり）

副 会 長 意見もないようですので、農地第三分科会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 会 長 ご異議がないようですので本案は農地第三分科会長の報告通り承認することに決定しました。なお本案は同条の規定により県知事の許可事項となっておりますので、進達致します。

(小長光委員 入室)

副 会 長 続きますして、議案第7号 農用地利用集積計画（所有権移転）について 1件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第7号 農用地利用集積計画（所有権移転）について1件。〇〇氏から福岡県農業振興推進機構への所有権移転です。申請土地は本月〇〇番地、登記地目及び現況地目は田、面積〇〇㎡、利用目的は水田、対価〇〇円、所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期は平成30年2月26日であります。以上です。

副 会 長 本件においても、農地第三分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。

農地部会長 はい。議案審査報告、議案第7号 農用地利用集積計画（所有権移転）について1件。上記の議案について2月5日農地第三分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年2月7日、農地部会長 小長光 隆。

副 会 長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問等がございますか。

(「ありません」の声あり)

副 会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

(「ありません」の声あり)

副 会 長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 会 長 ご異議がないようですので本案は農地部会長の報告のとおり町長へ回答することに決しました。

副 会 長 続きます、議案第8号となっておりますが議事参与の制限により幸田剛委員は退席願います。

(幸田委員 退席)

副 会 長 議案第8号 農用地利用集積計画（利用権設定）について 25件を一括議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

局 長 議案第8号 農用地利用集積計画（利用権設定）25件。再設定19件、利用権を設定する土地、八尋〇〇番地、外〇筆、現況地目田及び畑、合計面積〇〇㎡、利用権の種類は賃貸借、内容水稲、始期は平成30年2月20日、存続期間はそれぞれ3年から10年。借賃は旧耕作料に準ずるであります。新規設定は6件。利用権を設定する土地、新北〇〇番地、外〇筆、現況地目田、合計面積〇〇㎡、利用権の種類は賃貸借設定、内容水稲、始期は平成30年2月20日、存続期間は4年11ヶ月から6年。借賃は旧耕作料に準ずるであります。以上25件の利用権設定について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

副 会 長 本件においても、農地第三分科会で事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。

農地部会長 はい。議案審査報告、議案第8号 農用地利用集積計画（利用権設定）について25件。上記の議案について2月5日農地第三分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告します。平成30年2月7日、農地部会長 小長光 隆。

副 会 長 ただ今、農地部会長より審査報告がございましたが、何か質疑・質問等がございますか。

(「ありません」の声あり)

副 会 長 質疑、質問はないようですが、意見等はありませんか

(「ありません」の声あり)

副 会 長 意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異

議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 会 長 ご異議がないようですので本案は農地部会長の報告のとおり町長へ回答することに決しました。

副 会 長 次にその他に移ります。

副 会 長 ご意見等はありませんか？よろしいでしょうか。
ないようですので、これをもちまして、農業委員会総会を閉会致します。
お疲れ様でした。

議事録署名委員

筒 井 浩 一

日 高 ゆかり